平成２４年（フ）第２０８号
沖縄県浦添市牧港４丁目１番３―402号　牧港団地
債務者　下地　珠笑
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７２号
北海道登別市柏木町３丁目21番地20　シティーハイム柏木102号室
債務者　荒谷　弥生（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
北海道室蘭市大沢町２丁目２番３号
債務者　松浦　一榮
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
群馬県館林市高根町2525番地の２
債務者　藤村　高弘（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６９号
群馬県太田市飯塚町753番地３
債務者　小林　　鮎
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第８７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1065番地９
債務者　フェレイラ　マリア　ヨチコ　スズキ
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２０５号
神奈川県厚木市下依知1021番地　メイデンハイム201
債務者　伊藤　みさ
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２２７号
神奈川県厚木市金田168番地６　リエス厚木金田103
債務者　對馬日出男
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２２８号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上731番地の38
債務者　勝俣　　信
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２５０号
神奈川県伊勢原市下糟屋347番地の１
債務者　秋山ハマ子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６７号
新潟市秋葉区覚路津933番地
債務者　大橋　真理
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９０号
新潟市中央区二葉町２丁目5166番地２　ハイツマリンヒル101号、前住所新潟市北区柳原７丁目５番23号
債務者　藤井　良子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０２号
愛知県丹羽郡大口町替地３丁目185番地、旧住居表示愛知県丹羽郡大口町大字秋田字西郷前41番地６
債務者　奈木　和子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４５号
愛知県犬山市大字犬山字辰ケ池34番地５犬山マンション２階北
債務者　アゲナ裕子（旧姓有田）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１５３号
愛知県一宮市丹陽町五日市場字屋敷182番地
債務者　後藤　万次
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２２６号
大阪府貝塚市堀１丁目16番１―109号、前住所大阪府泉北郡忠岡町馬瀬３丁目９番15号
債務者　安井　厚人
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
大阪府貝塚市麻生中208番地３
債務者　禰宜田美幸
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係